

姫路市立書写養護学校における医療的ケア
～安全で安心な学校生活を送るために～



2024年9月作成



医療的ケアとは

一般的に学校や在宅等で日常的に行われている、たんの吸引・経管栄養・気管切開部の衛生管理等の医行為を指す。（文部科学省）



本校の医療的ケア

本校の医療的ケアは「兵庫県医療的ケア実施体制ガイドライン」「姫路市立学校園医療的ケアシステムガイドライン」に基づき、「姫路市立書写養護学校医療的ケアの実施要領」を作成し、それに基づいて実施しています。本校には看護師が配置されており、教職員と連携・協働して医療的ケアが必要な児童生徒に対して安全かつ適切に行えるよう取り組んでいます。学校でできる医療的ケアは、ご自宅で日々実施されている医療的ケアであることが前提となります。

医師不在の学校において安全かつ適切に医療的ケアを行うために、保護者からの申請に基づき、学校内で検討し、主治医の指示書と医療的ケア指導医の指導や助言に基づき実施が決定されます。保護者の理解と協力を得て、看護師と教員が密な連携を図り、ケアマニュアルを作成します。教員が実施できる医療的ケアについては、校内で統一したケアマニュアルに沿って実施します。

*看護師と教員では、実施可能なケアは異なりますが、看護師が実施するケアについてもマニュアルを作成しています。



学校で医療的ケアをすることは

学校において医療的ケアを受けることにより、健康状態が保たれやすくなり、登校日数の増加、教育機会の確保・充実につながり以下の効果が期待されます。

- 生活リズムの形成、健康の保持・増進
- 吸引や姿勢変換の必要性など、自分の意思や希望を伝える力の育成
- 排痰の成功などによる自己肯定感・自尊感情の向上
- 安全で円滑な医療的ケアの実施による信頼関係の構築
- 児童生徒の社会的自立の促進

など





学校での医療的ケアが実施されるまで(例:新入生)

保護者

学校

入学前:12月医療的ケア保護者説明会

入学前:12月医療的ケア保護者説明会で提出書類等の説明

主治医への記載依頼
①医療的ケア情報提供シート(学校生活で必要なケアや注意事項など医師指示の記載)
②医療的ケア実施申請書

入学までに実態把握、情報収集(自宅訪問や施設訪問)

入学後:4月上旬
①②の書類を学校へ提出

入学後:医療的ケア申請検討委員会開催 申請内容等の確認後、実施決定

児童生徒の情報の伝達

個別のケアマニュアル作成

担当教員はケア実施に向け研修

入学後:実態把握、児童生徒理解

学校で医療的ケアが実施可能になるまでは保護者にケアの実施をお願いします

担当教員が保護者や看護師の協力を得ながら医療的ケア実施練習、児童生徒理解と手技獲得

担当教員・看護師による医療的ケア実施





時間割 (例:小学部)

	月	火	水	木	金
9:00～	登校・からだの学習・健康観察・医療的ケア				
10:05～	朝の会				
11:00～	集団学習・個別学習				
12:00～	給食前健康観察・医療的ケア 給食				
13:00～	自立活動				
13:55～	集団学習・個別学習 下校前健康観察・医療的ケア				
15:00	下校				
	※水曜日:小学部のみ13:45下校 金曜日:小学部(1・2・3年生のみ)13:45下校 ※上記以外にも、医療的ケアは必要時適宜実施しています。				

教育活動時間の確保や子どもが授業に集中して取り組めるように心掛けながら医療的ケアを実施しています。



保護者の方へお願い

学校では、お子様が安心して看護師や教員に医療的ケアを任せられることができる関係づくりを大切にしています。保護者の方には、学校における医療的ケアが安全に実施されるまでの間、付添いをお願いしています。その間に、お子様の学校生活の中での健康状態の変化やサイン、対応を教えてください。またアクシデント防止のため、できる限り、手技の統一をお願いしています。学校生活を安心して送ることができるように医療的ケアの手技や方法を相談させていただくこともあります。ご理解、ご協力をお願いいたします。



問い合わせ先：

兵庫県姫路市立書写養護学校 特別支援教育コーディネーター

住所：〒671-2203 姫路市書写台三丁目148番地1

電話：079-266-0028



作成者：姫路市立書写養護学校

姫路赤十字病院 医療的ケアサポートセンター